# 日振協第三者評価委員会規程

（令和６年１１月７日制定）

（設置）

第１条　一般財団法人日本語教育振興協会定款第５１条の規定に基づき，同定款第４条第１項第１号に規定する事業として第三者評価を実施するため，日振協第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　評価委員会は，評価委員５人以上１０人以内で組織する。

２　評価に関し必要があるときは，評価委員会に特別委員を置くことができる。

３　評価委員及び特別委員は，日本語教育に関し学識経験のある者等のうちから理事会の議決を経て，理事長が委嘱する。

（任期）

第３条　評価委員及び特別委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の評価委員及び特別委員の任期は，それぞれ前任者の残任期間とする。

２　前項の評価委員及び特別委員は，再任することができる。

（委員長）

第４条　評価委員会に委員長を置く。

２　委員長は，評価委員の互選により選出し，理事長が委嘱する。

３　委員長は，会務を管掌する。

（日振協評価チーム）

第５条　自己点検・評価報告書に基づき，書類審査，実地審査等を行い，評価案を作成するため，日振協評価チームを置く。

２　日振協評価チームは，評価委員，特別委員の中から選出する。

３　日振協評価チームの責任者は，評価委員が務める。

（評価方法）

第６条　評価委員会は，委員長が招集する。ただし，評価委員の３分の１以上から申出があるときは，委員長は，委員会を招集しなければならない。

２　評価委員会は，評価委員の２分の１以上が出席しなければ，開くことができない。

３　評価委員会の決定は，出席した評価委員及び特別委員（特別委員は日振協評価チームの一員として担当した案件に限る。）の多数決による。可否同数のときは，委員長が決定する。

４　評価委員会は日振協評価チームの評価案を検証し，問題点等があれば日振協評価チームに確認や追加説明を求めなければならない。

５　評価案を適正と判断したときは，速やかに受審機関（評価を受ける日本語教育機関）に通知しなければならない。

６　評価の対象となる日本語教育機関と利害関係を有する評価委員及び特別委員は，当該日本語教育機関の評価に関与することができない。

７　評価委員会の議事は，非公開とする。

（細則）

第７条　この規程の運営に必要な細則は，評価委員会が定める。

附　則

１　この規程は，令和７年４月１日から施行する。

２　一般財団法人日本語教育振興協会第三者評価規程及び一般財団法人日本語教育振興協会教育活動評価委員会規程は，令和７年３月３１日をもって廃止する。